

ここでは、Q&A、個人線量測定サービス規約、環境線量測定サービス規約、用語解説を説明しています。

お客様からお問い合わせの多い質問と回答をまとめました。お役立てください。

●ガラスバッジのビニール（シュリンク包装）について

Q ガラスバッジのビニール（シュリンク包装）が剥がれてしまいました。どうしたらよいでしょうか？

A そのままご使用いただいて問題ありません。

- もし、ご使用中にビニールが剥がれてしまったら
セロハンテープなどで留めてください。
測定等に影響はございませんので、そのままご使用期間終了日までご使用ください。
- もし、ラベルが剥がれてしまったら
ガラスバッジの平らな面にシールなどでお名前を貼り付けてご対応ください。
ガラスバッジには直接ご使用者名などを書き込まないでください。
(ラベルが剥がれてもご使用者様を特定し、測定・報告することは可能です。)

●装着部位を誤ったとき

Q ガラスバッジを間違った部位に装着してしまいました。どうしたらよいでしょうか？

A ガラスバッジに表示されているラベルの装着部位と異なる部位に装着した場合は、「測定依頼票」の通信欄に該当する方の「お客様コード」「整理番号」「お名前」と実際に装着した部位を明記してください。
ただし、装着部位によっては測定できないこともありますのでご了承ください。次回からは、ガラスバッジに表示されているラベルの装着部位を確認してご使用ください。

●交換日がずれたとき

Q 使用期間の終了日にガラスバッジの交換を忘れてしまいました。気がついた時点で交換したのですが、測定依頼はどうしたらよいでしょうか？

A 「測定依頼票」の通信欄に該当する方の「お客様コード」「整理番号」「お名前」と「実際に使用した期間」をご記入のうえ、測定依頼してください。
次回測定依頼する際も該当する方の「お客様コード」「整理番号」「お名前」と「実際に使用した期間」を明記し、測定依頼してください。
ガラスバッジとガラスリングをご使用のときは、ガラスリングの使用期間も同一にする必要があります。
なお、年度累積を管理するため、毎年4月1日は、必ずガラスバッジを取り換えてください。年度をまたがり翌日の4月1日以降に延長してご使用になることは避けてください。

●回収が遅れたとき

Q 使用済みモニタの回収が遅れてしまいました。測定依頼すれば測定してもらえますか？

A 至急、測定依頼してください。ただし、使用終了日から3ヵ月を超過したモニタは測定不能「E」となりますので、ご了承ください。

●使用しなかったとき

Q 使用しなかったガラスバッジはどうしたらよいでしょうか？

A 使用しなかったガラスバッジについても、必ず返却してください。測定依頼されたガラスバッジは、お客様における報告書の要・不要により手続きが変わりますのでご注意ください。（この説明書の「使用しなかったモニタの取扱」を参照してください。）

- 報告書を必要とするとき
「モニタお届け者名簿」をガラスバッジWebサービスからダウンロードしていただき、該当者の欄に「未使用」と記入し測定依頼してください。測定情報コードを「ZA（未使用）」と表示して報告します。ただし、すでに中止または休止の処理依頼をされているとき、報告書の発行はいたしません。
- 報告書を必要としないとき
「モニタお届け者名簿」をガラスバッジWebサービスからダウンロードしていただき、該当者の欄に「1回休止」と記入し測定依頼してください。または、「ご使用者変更連絡票」に「1回休止」の旨記入し測定依頼してください。このとき、報告書の発行はいたしません。

●紛失したとき

Q ガラスバッジをなくしてしまいました。どうしたらよいでしょうか？

A 直ちに、最寄りの弊社営業所へご連絡ください。替わりのガラスバッジを用意いたします（有償）。

Q 測定依頼票を紛失してしまったのですが、どうしたらよいでしょうか？

A 次回ご使用分の測定依頼票をコピーし、ご使用期間を実際に使用された期間に書き換えて、ご使用ください。

●紛失したモニタが発見されたとき

Q 紛失したガラスバッジが見つかりました。どうしたらよいでしょうか？

A その旨をご連絡のうえ、速やかに測定依頼してください。

●落としたとき

Q ガラスバッジを落としてしまいました。測定できますか？

A ガラスバッジは強度の衝撃を受けない限り大丈夫です。仮にひびがあったときでも測定可能です。

●ガラスバッジが壊れたとき

Q ガラスバッジが壊れてしまいました。どうしたらよいでしょうか？

A 直ちに、最寄りの弊社営業所へご連絡ください。替わりのガラスバッジを用意いたします。
紛失や破損された場合、有料となる場合があります。

●回収が一度にできないとき

Q 多数の放射線業務従事者がガラスバッジを使用しています。全員分を一度に回収することが難しく、分割して測定依頼をしています。
最初に測定依頼をしたものにコントロールを同封すると、後で回収した分のコントロールはなくなってしまいます。どうしたらよいでしょうか？

A コントロールの個数を指定することができます。必要なコントロールの個数をお申し出ください。ただし、ご使用期間終了後、お送りしたコントロールはすべてご返却ください。

●モニタの返却をしなかったとき

Q ご使用期間終了日から3ヵ月が経過しても返却しなかったモニタの取扱いはどうなりますか？

A ご使用期間終了日より3ヵ月経過してもご返却がいただけない場合は、紛失されたものとみなし、個人線量測定サービス規約第9条により、実費をご請求させていただきます。

●汚染させたとき

Q ガラスバッジを汚染してしまったのですが、どうしたらよいでしょうか？

A 直ちに最寄りの弊社営業所へご連絡ください。替わりのガラスバッジをご用意いたします。
汚染したガラスバッジは、基本的に新しいガラスバッジと交換となります（有償となる場合があります）。
汚染したガラスバッジは、測定依頼票の通信欄に該当する方の「お客様コード」「整理番号」「お名前」と汚染した旨を明記のうえ、完全に除染してから測定依頼してください。管理区域から持ち出せる基準値以下に除染できないときは、法令に従った処分をしてください。
ガラスバッジを汚染しやすい場所で使用するときは、ガラスバッジをジーカード（収納袋）に入れてご使用ください。

●洗濯したとき

Q ガラスバッジを洗濯してしまったのですが、測定できますか？

A 状況によっては、ガラスバッジを交換する必要があります。直ちに最寄りの弊社営業所へご連絡ください。
濡れたガラスバッジは布でふき取り自然乾燥してください。人工的な加熱、乾燥は避けてください。
測定依頼されるときは、測定依頼票の通信欄に該当する方の「お客様コード」「整理番号」「お名前」と洗濯した旨を明記してください。なお、状況によっては測定不能となることがあります。

●ガラスリングが指から外れるとき

Q 手術用の手袋をはずしたときにガラスリングが指から外れてしまうのですが、どうすればよいでしょうか？

A ガラスリングのサイズは、大小の2サイズがあります。大は17号～30号、小は7号～16号となっております。
指の大きさに合わせて、サイズをお選びください。また、ガラスリングはある程度のサイズ調節が可能となっていますので、お試しください。（「ガラスリングの装着」を参照してください。）

●報告書について

Q 報告書と管理票の違いは何ですか？

A 報告書は、ご使用されたモニタの測定・算定結果の報告で、測定毎にお届けします。管理票は、法令で定められた項目を網羅しており、測定・算定結果を四半期毎にとりまとめて報告しています（ただし、1月管理を申告した女性、あるいは1月に1.7mSvを超える被ばくがあった女性については、それ以降1月毎に管理票を出力いたします）。管理票は、記録用として大切に保管しておく必要があります。（「報告書の見方」を参照してください。）

Q 報告書を紛失してしまいました。再発行は可能ですか？

A 再発行いたします。お客様コード、使用期間、ご使用者名をFAXなどにてご連絡ください。ただし、使用期間終了日から12ヵ月以内に限り（有償）。再発行する「報告書」は、作成時点の内容を基に作成いたします。報告書を紛失された後にモニタの測定を依頼されていたときは、そのモニタの測定値や個人線量が加算され、先にお届けした報告書の内容と異なる場合がありますので、ご了承ください。

Q 報告書の氏名が前の使用者になっていたのに、名義変更の手続きをしました。前の使用者の報告書は廃棄してよいのでしょうか？

A 既にご報告いたしました報告書につきましては、名義変更処理をしますとコンピュータでは、次のとおり処理を行います。

- ①変更前のご使用者の方を取り消し、取り消した報告書を作成いたします。
- ②変更された方のご使用者名にて報告書を作成いたします。

お客様におかれましては、前ご使用者の取り消しの報告書と新ご使用者の報告書がお手元に届くまで保管してください。その後は、次のとおり保管してください。

- 前の報告書の報告人数が1名のとき、該当の報告書がお手元に届きましたら、正しい報告書のみ保管してください。
- 前の報告書の報告人数が複数のとき、該当の報告書がお手元に届きましたら、既にお手元にあります報告書と合わせて保管してください。

Q 報告書の線量が検出限界未満（X）となっていますが、この値が積みもり積みもっても影響はないですか。また、検出限界未満の回数を報告しているのはなぜですか？

A 放射線業務に従事された方の測定結果が検出限界未満となる状況が継続できることは、その施設の放射線防護体系が非常に良い状態で機能している証であり、放射線管理として理想的な状態です。
 検出限界未満の報告は、個人線量が「ゼロ」であったとは限りませんが、あったとしても検出できない低いレベルであり問題ありません。
 法律等では年限度として、個人線量の限度が設定されていますが、これは従事者の生涯線量が一定レベル以下に保たれたことを合理的に担保する手法ともいえます。
 従って、弊社の報告書などでは、年間の線量だけでなく累積値の一部として検出限界未満の回数を報告しています。
 理想的な放射線管理の目安となる検出限界未満「X」の報告が継続されることを確認いただき、放射線業務に従事される方も、またその施設の放射線管理を行う立場の方も、安心して仕事に就いていただければ幸いです。

Q 今年から使い始めたのに累積期間が1985年からとなっているのはなぜですか？

A 累積線量は各個人に設定した個人コードで管理しています。以前に、弊社のモニタリングサービスを受けている場合は、過去に使用された初めての日付が累積期間の開始日となります。

Q 個人用報告書で、1ヵ月の使用期間の線量は検出限界未満（X）となっているのに、1ヵ月計は（0.0）となっています。なぜですか？

A 累積値の計算のときは、検出限界未満（X）を0.0として計算しています。

Q 実効線量が今まで（X）だったのに、今回は（0.2）と報告されました。大丈夫でしょうか？

A 累積値が0.2mSvならば、法令上の実効線量の線量限度と比較して特に問題ありません。
 ただし、従来と同じ業務で今回のみ有意線量が報告されたときは、放射線管理上の問題が発生している可能性がありますので、作業状況や施設の調査・確認をおすすめします。

Q 中止の依頼をしたのにガラスバッジが送られてきたり、名義変更の依頼をしたのに前の人の名前でガラスバッジが送られてきたりする。また、追加をしたガラスバッジが送付されてこない。

A お客様からご使用者の変更連絡をいただいた時期が、弊社が設定するメンテナンス締め切り日以降になった場合には、ご質問のような状態になります。中止依頼をいただいたガラスバッジはご使用にならず、他のガラスバッジと一緒にご返却願います。報告書は出力されません。
名義変更の依頼をしたにも関わらず、以前の人の名前で送付されたガラスバッジは、そのまま新しい方がご使用ください。
追加分については別便にて発送しておりますので、しばらくお待ちください。

Q 胸に装着したガラスバッジを測定依頼した後で、頭頸部に装着するガラスバッジを別便で測定依頼しました。後日、取消の報告書が送付されてきたのはなぜですか？

A 1人のご使用者が複数のモニタを装着しており、装着しているモニタを別々の時期に測定依頼した場合には、このように取消の報告書が出力されます。この場合、胸に装着したモニタを先に測定依頼されていますので、胸のみの測定結果報告書が送付されます。
その後、頭頸部に装着したモニタを測定依頼されたので、先に送付した胸のみの測定結果の取り消し報告書と、頭頸部と胸に装着したモニタをあらためて算定した測定結果報告書が同時に送付されます。

●個人情報保護について

Q 個人情報保護について、千代田テクノルではどのような対応を取っていますか？

A 弊社では、情報セキュリティの確保および個人情報の管理を重要課題の一つであると考え、情報セキュリティシステムを構築・運用し個人情報を含めて情報資産の保護を行なっています。
弊社の情報セキュリティ基本方針につきましては、弊社ホームページでご覧いただくことができます。
(<http://www.c-technol.co.jp/>)